

姫路みなと祭海上花火大会 2026

露店出店者 募集要項

- 1 露店出店者募集概要
- 2 申込みから出店までのスケジュール
- 3 出店に関する留意事項
- 4 出店者募集要項

1 露店出店者募集概要

「姫路みなと祭海上花火大会2026」において、露店出店者を募集します。

出店を希望される方は、この露店出店者募集要項による出店条件等をご確認の上お申込みください。

(1) 開催日 令和8年9月20日(日)

※ 荒天の場合、中止

(2) 出店時間 16時00分～21時30分 ※21時30分完全消灯

(3) 出店場所 姫路港(飾磨地区) 臨港道路姫路飾磨線南行き車道内(下図のとおり)

※観覧エリアには有料観覧客のみ進入可(無料観覧客は進入不可)



(4) 募集店舗数 150店舗程度

① 飲食店(保健所の営業許可が必要なもの) : 100店舗程度

② 上記①以外の営業許可が不要なもの : 50店舗程度

※ 飲食以外の店舗に偏ることを防止するため上記を基本としますが、申込件数が募集店舗数に満たない場合はこの限りではありません。

(5) 出店協賛金 40,000円

※ 出店者は、姫路みなと祭の開催に協賛する意思を有し、露店出店を含む祭の開催に係る経費に充てられることを了承のうえ、出店協賛金を支払うものとします。

※ 電気費用・道路使用許可申請費用を含みます。

※ 8月24日（月）17時までに、指定の口座へ振り込みでお支払いいただきます。

※ 荒天等により花火大会が中止になった場合でも出店協賛金の返金はありません。

【振込口座】

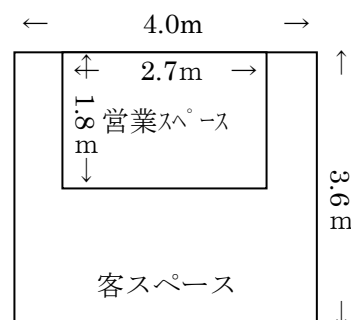
三井住友銀行姫路市役所出張所 普通 3460512
姫路みなと祭協賛会 産業振興課

(6) 出店区画 間口4.0m×奥行3.6m

<営業スペース>間口2.7×奥行1.8m

●パイプテントを設置する場合、営業スペース（2.7m×1.8m）に収まるパイプテントを使用してください。
お客様の混雑回避や安全確保のためです。

●露店の張り出し屋根は出店区画（4.0m×3.6m）内に収めてください。



(7) 申込資格 ◆姫路市内に住所を有する個人、又は姫路市内に本店・支店等がある法人

◆飲食店舗は姫路市保健所発行の露店営業の許可を受けている者で許可証の写しを出店申込時に提出できる者

※ 保健所に申請中の者にあつては、保健所の受付が確認出来るもので可

◆未成年者による申込みは不可

◆1申込者につき1区画のみ

(8) 申込期間 令和8年7月27日（月）～ 8月3日（月）（※17時必着）

(9) 申込方法 別紙「【様式1】出店申込書」に必要事項を記入のうえ、次頁(10)申込先へ、原則郵送で提出してください。

（持参の場合は土日を除く9時～12時、13時～17時とします）

※「飲食（保健所の営業許可が必要なもの）」又は「その他」のいずれかを選択してください。

※販売品目は1種類に限ります。

(10) 申込先

<郵送・持参> 〒672-8064 姫路市飾磨区細江 9 9 5 番地（横田瀝青興業内）

姫路みなと祭海上花火大会露店運営事務局 ☎ 090-3996-0024

(11) 出店者及び出店場所の決定

申込件数が大幅に募集店舗数を超えた場合、厳正なる抽選を行い、主催者により出店者及び出店場所を決定します。

抽選結果は、郵送（令和 8 年 8 月 1 2 日（水）発送予定）によりお知らせします。

※電話等によるお問い合わせにはお答えできません。

(12) 出店者説明会

当選された方は、出店時における注意事項等の説明会を開催しますので、必ず出店申請者本人又は代理人がご出席ください。

（欠席された場合又は期日までに**出店協賛金をお振込み**いただけない場合は、当選を辞退したものとみなします。）

■日時：令和 8 年 9 月 1 1 日（金） 1 5 時 3 0 分（受付：1 5 時～）予定

■場所：姫路市総合福祉会館 5 階 第 1 会議室（予定）

2 出店申込みから出店までのスケジュール

■出店申込書の提出（郵送又は持参）

令和8年7月27日（月）～8月3日（月） 17時必着
（申込用紙は下記ホームページからダウンロードしてください）
<https://himeji-minatohanabi.com/>



■出店者及び出店場所の決定（抽選）

令和8年8月6日（木）までに主催者により決定
令和8年8月12日（水）抽選結果発送（予定）

↓（品目調整）

■最終出店可否・品目決定

令和8年8月24日（月）



■出店協賛金の支払い、【様式2】出店申請書及び誓約書、道路使用許可申請書締切り

※出店協賛金の支払い・・・8月24（月）17時厳守

【振込口座】

三井住友銀行姫路市役所出張所 普通 3460512

姫路みなと祭協賛会 産業振興課

※【様式2】出店申請書及び誓約書、道路使用許可申請書締切り



■出店者説明会

令和8年9月11日（金）15時30分 ～（受付15時～）

【場所】

姫路市総合福祉会館5F第1会議室（予定）

〒670-0955 兵庫県姫路市安田3丁目1番地

※出店許可証・駐車許可証・道路使用許可証の交付



■出店日

令和8年9月20日（日） 設営：9時～、営業：16時～21時30分

※荒天の場合、中止

※搬入は9時～14時まで

3 出店に関する留意事項

(1) 営業許可について

食品の調理、販売には、姫路市保健所の営業許可証（露店）が必要です。

(※兵庫県外で交付されたもの及び、兵庫県健康福祉事務所、神戸市、尼崎市、西宮市、明石市で交付されたものは、姫路市での営業は対象外となりますのでご注意ください。)

取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限りです。野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。ただし、一部例外もありますので、提供品目につきましては、事前に姫路市保健所衛生課にお問い合わせください。

姫路市保健所衛生課 食品衛生担当

〒670-8530 姫路市坂田町3番地 中央保健センター東棟 3階

☎079-289-1633

① 提出書類等について

・出店申込 令和8年7月27日（月）～8月3日（月）17時必着

ア 【様式1】出店申込書

※販売品目は1品目のみお書きください。抽選の結果、販売品目が隣同士で重なった場合、主催者において依頼の上調整する場合があります。

イ 添付資料 ※ 本人確認書類は、有効期限に注意してください。

【個人】

- ・運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書のカラーコピー
- ・保険証等(住民票（発行1ヶ月以内）でも可)の顔写真の無い身分証明書にあつては、別途顔写真を添付

【法人】

- ・登記事項証明書（発行3ヶ月以内）の写し
- ※支店等の場合は、納税証明書や賃貸借契約書等の姫路市内に事業所があることが証明できる書類の写しでも可

※「飲食（保健所の営業許可証（露店）が必要なもの）」で申し込まれる方

- ・姫路市保健所発行の営業許可証（露店）の写し
- ※保健所に申請中の方は、保健所の受付印等で申請中であることが確認出来るもので可。

なお、臨時的食品取扱い届出での代用は不可とします。

ウ 注意事項等

- ・提出書類は返却いたしません
- ・提出書類は「姫路みなと祭における出店」以外の目的で使用しません。
- ・不備または虚偽の記載のある申請書は受付できません。
- ・鉛筆書きは不可とします。黒ボールペンでご記入ください。
- ・書類作成に要する費用は、申請者で負担してください。

① 出店申請 ※当選後 (8月24日(月) 17時必着)

ア 【様式2】出店申請書及び誓約書(営業補助者の選任、販売品目の変更)の提出

※出店申請書提出時に、当初出店申込書に記載した販売品目を変更出来るものとします。ただし、「飲食(保健所の営業許可が必要なもの)」から「その他」への変更、又は「その他」から「飲食(保健所の営業許可が必要なもの)」への変更は認めません。

イ 添付書類

- ・営業許可証(露店)の写し ※出店申込時、保健所に申請中であった者のみ
- ・【様式3】使用機器・電気容量・ガス機器リスト
- ・道路占用許可申請書

② 出店者説明会(令和8年9月11日(金))

次の資料をご持参ください。

- ・当選通知書
- ・【様式4】代理権限証明書と代理人の本人確認書類(代理人が出席される場合のみ)

※代理人の本人確認書類は原本とコピーの両方を持参してください

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポートまたは運転免許証等顔写真付きのもの

※本人も代理人も出席できない場合は出店取消となります。

※1人で複数店舗の掛け持ち出席も可とします。その場合も【様式4】代理権限証明書と代理人の本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

(3) 出店に係る資機材について

主催者は、花火大会の安全性を高めることを目的として、発電機の持ち込みは禁止し、電源を用意します。【様式3】使用機器・電気容量・ガス機器リストをご提出ください。ただし、その他、出店に必要なガス、テント、照明等資機材は出店者でご用意ください。

(4) 火気・衛生について

火気等を使用する店舗は必ず業務用消火器を常時配備してください。

飲食店舗は必ず消毒液を常時配備してください。

4 出店者募集要項

1 基本事項

姫路みなと祭を支える一員として、全ての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するよう心掛けてください。

この要項に定める出店条件や規定などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。なお、従わない店舗には、開催中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その際、いかなる場合においても出店協賛金は返金しません。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

2 出店商品・販売に関して

(1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないことを遵守してください。特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には、十分注意してください。

(2) 出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定としてください。

(3) 缶・ビンの酒類をそのまま販売する場合、税務署に期限付酒類小売業免許の届出を行ってください。

(4) 未成年者へのアルコール類の販売は行わないでください。

(5) 主催者の判断により、出店商品の変更や販売中止を指示する場合があります。

(例) 危険物（劇薬、合法ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法等

3 出店申込に関して

(1) 1 申込者につき 1 区画のみの申込とし、複数の申込をした場合は、その全てを無効とします。

(2) 食品を販売する場合、取扱食品や作業内容等に関して事前に保健所に問い合わせ、確認してください。

(3) 出店手続に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出してください。

なお、【様式 2】出店申請書及び誓約書の提出後は、原則販売品目の変更はできません。

(4) 営業補助者に変更が生じたときは、当日であっても速やかに届け出てください。

(5) 申込者多数の場合は、主催者により厳正なる抽選を行い、出店者及び出店場所を決定します。

(6) 申込み後、出店することが出来なくなった場合は、速やかに辞退を申し出ることとし、当選後、正当な理由無く辞退した場合は、翌年以降の出店を認めないものとします。

4 出店区画に関して

姫路みなと祭においては、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定します。

出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。万一、販売品目が隣同士で重複した場合にあっても、主催者は苦情等を一切受け付けません。

【露店出店エリア】

- (1) 出店区画は、間口4.0m×奥行3.6m、内、営業スペースは間口2.7m×奥行1.8mとします。
- (2) 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- (3) 休憩エリア、資機材等ストックエリアは設置しません。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
- (4) 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行ってください。
- (5) 備品及び商品の保全是出店者が行ってください。盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負いません。

5 店舗の運営に関して

- (1) 主催者が、姫路みなと祭の開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容の変更を決定したときは、その指示に従ってください。
- (2) 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、下記の時間帯に行うものとし、主催者の指示を遵守して行ってください。

※開催中、会場周辺で交通規制が行われるので、規制状況をよく確認してください。

搬入：9月20日（日）9時～14時（前日搬入不可）

搬出：9月20日（日）22時～23時（規制を解除するまで車の出入り厳禁）

- (3) 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- (5) 拡声器、マイクなどによる宣伝・呼び込みは禁止します。
- (6) 屋根の高さを超えるノボリ設置は禁止します。
- (7) 店舗消灯時間は厳守すること。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、祭りの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従ってください。
- (8) 会場内での喫煙は、指定の喫煙所以外では禁止です。周囲の人に配慮してください。
- (9) 主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。

6 出店者の責任・保証

- (1) 出店申請者は他店舗との兼務はできません。また、営業補助者の雇用は労働基準法等関連法案を遵守してください。
- (2) 出店申請者（法人の場合は代表者）が店舗に常駐いただくことが大原則ですが、疾病や万一常駐できないことが発生した場合に備え、代わりとなる当日現場責任者の選任が1名可能です。当日現場責任者は出店申請者に代わり、主催者や警察対応、クレーム対応などの現場対応が確実に実施できる者を選任してください。

※18歳未満は当日現場責任者にはなれません。（高校在学学生不可）

※出店申請者（法人の場合は代表者）は、他店の当日現場責任者・営業補助者にはなれません。

※当日現場責任者も、出店申請者と同様に、姫路市に住所・事業所を有する者に限ります。
また、他店の当日現場責任者にはなれません。

※当日店舗内にいない場合はチェックし、翌年以降の出店可否の参考にします。

※営業補助者は他店との兼任も可能とします

- (3) すべての店舗従事者は、運営スタッフとしてふさわしい服装、マナーで接してください。
- (4) 購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (5) 食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。衛生管理などについては、出店者の責任において対応してください。
- (6) 万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (7) 主催者、警察、消防及び保健所等関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- (8) 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負ってください。
- (9) 出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (10) 調理、飲食により発生した汚水・ゴミは出店者各自が持ち帰ってください。
- (11) 各出店者は、その責任において必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。

7 衛生・原状回復に関して

- (1) 出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従ってください。
- (2) 出店区画及びその周辺、排水溝等にゴミ・油・残さ等を廃棄しないでください。
- (3) 出店者は、会場施設を汚さぬよう十分注意し、出店区画周辺に油・飲料等による床汚れが生じないように処置してください。また、販売商品は必ず容器等に入れて販売し、会場周辺が汚れないようにしてください。
- (4) 姫路みなと祭終了後は、出店区画及び周辺の清掃・出店区画の原状回復を行うこと。飲食物等により出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。
- (5) 出店に必要な機材、造作等すべて出店者負担とし、販売終了後、原状回復してください。

8 出店協賛金及び営業補償の考え方

- (1) 主催者の責めに帰さない事由（荒天等）により、主催者が姫路みなと祭の開催を中止又は開催時間を短縮した場合については、出店協賛金は返金しません。
- (2) 出店者の都合により出店しない場合、出店協賛金は返金しません。
- (3) (1)及び(2)の規定のほか、やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。又、営業物品その他の買取なども一切行いません。
- (4) 募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時閉店とし、出店協賛金は返金しません。又、出店に関する損害も補償しません。

9 暴力団排除に関して

- (1) 兵庫県暴力団排除条例及び姫路市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力してください。
- (2) 自己（出店申請者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
 - ① 同一生計者に暴力団員がいる者
 - ② 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ③ 暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (3) 主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出てください。

10 ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

- (1) ガスコンロ等火気を使用する出店者は、店舗に業務用消火器を設置してください。また、火災発生に備え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟しておいてください。
- (2) ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- (3) プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定してください。また、火気とは2m以上離して管理してください。
- (4) カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があるため、使用にあつては取扱説明書を確認して適正に取り扱ってください。
- (5) 店舗内で使用する機器は、防火防炎材を使用してください。

11 駐車場について

出店関係車両は、1店舗1台に限り主催者が別途説明会で指示する場所に駐車してください。ただし、2t車を上限とします。

12 その他

本募集要項において補足の必要が生じた場合は、

「公式HP（<https://himeji-minatohanabi.com/>）」に適宜掲載します。

また、出店者説明会等が、気象状況及び災害等の影響で日程変更する場合、同様にホームページに掲載します。